

次世代型物流拠点町名選定委員会設置要領

令和6年11月15日

1 設置

次世代型物流拠点の町名変更に関し、応募町名から案を選定し、市へ提言するため次世代型物流拠点町名選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事務

委員会の所掌事務は、次世代型物流拠点の町名選定に関することとする。

3 組織

委員会は、次に掲げるものを委員とし構成する。

- (1) 本地区の土地所有者（2名）
- (2)本地区への進出企業の関係者（1名）
- (3) 学識経験者（2名）
- (4) 商工会議所（1名）
- (5) 市職員（1名）

4 運営

- (1) 委員会に座長を1人置く。
- (2) 座長は、委員が互選する。
- (3) 座長は、委員会の進行を務めるものとする。
- (4) 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- (5) 委員が会議に出席できない場合は、あらかじめ代理人を選任し、その旨を座長に届けたときは、その代理人にその職務を行わせることができる。
- (6) 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- (7) 委員会の会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密の保護、正当な利益の保護等のため委員会が必要と認めるときは、公開しないことができる。

5 報償費

委員の報償は、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例を準用する。

6 設置期間

委員会の設置期間は、令和6年12月2日から次世代型物流拠点の町名の選定を終えるまでとする。

7 庶務

委員会の庶務は、まちづくり活性部東部丘陵整備課において処理するものとする。

8 その他

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和6年（2024年）11月15日から施行する。